

2010.11.7 朝日

## 横浜市議政調費 返還請求を減額

東京高裁判決

横浜市議会の政務調査費をめぐり、支出の一部が違法だとして会派側に約330万円の返還を請求するよう横浜市長に命じた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（南敏文裁判長）は5日、請求額を減額し、林文子市長に会派側に約155万円を請求するように命じた。

一審・横浜地裁は、領収書などをもとに各議員の支出を個別に検討、広報紙への政調費支出は市政報告などの部分が紙面に占める割合に応じて認めるという基準を示した。

この日の判決は、地裁判決が費用の4分の1だけ政調費の支出を認めた男性議員の広報紙について、「個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、読者に訴える力はいずれの側面が明らかに強いとはいえない」として、「費用の半額まで政調費から支出できる」とした。